

“助けあい事業”を支援！

地域コミュニティ交付金



市では、集落や自治会を対象に、集落内の助け合いや困りごとの解決に取り組む場合に交付金を交付します。

●交付対象 集落や自治会

年に1回の申請となります。

●交付額 世帯数に応じた額

世帯数	上限額（1回につき）
～50世帯	50,000円
51～100世帯	75,000円
101世帯以上	100,000円

●対象経費

交付対象事業にかかる経費
消耗品、活動謝礼、保険料、
委託料、手数料、燃料費、
備品購入など
(活動に関係ない支出は対象と
なりません。)

例えばこんな事業…

- 高齢者見守り活動
- ごみの分別・ごみ出し
- 買い物代行
- ひきこもり予防のための居場所づくり
- 草刈り（高齢化等により集落での実施が困難な場合の業者委託費）
- 除雪支援
- 空き家管理
- 災害予防対策 など

申請 お問い合わせ

佐渡市役所 各支所・行政サービスセンター
(地域支援係) まで

- 両津支所 (電話 0259-27-2111)
- 相川支所 (電話 0259-74-3111)
- 佐和田行政サービスセンター (電話 0259-57-2111)
- 金井地域センター (電話 0259-63-3843)
- 新穂行政サービスセンター (電話 0259-22-3111)
- 畑野行政サービスセンター (電話 0259-66-3111)
- 真野行政サービスセンター (電話 0259-55-3111)
- 小木行政サービスセンター (電話 0259-86-3111)
- 羽茂支所 (電話 0259-88-3111)
- 赤泊行政サービスセンター (電話 0259-87-3111)